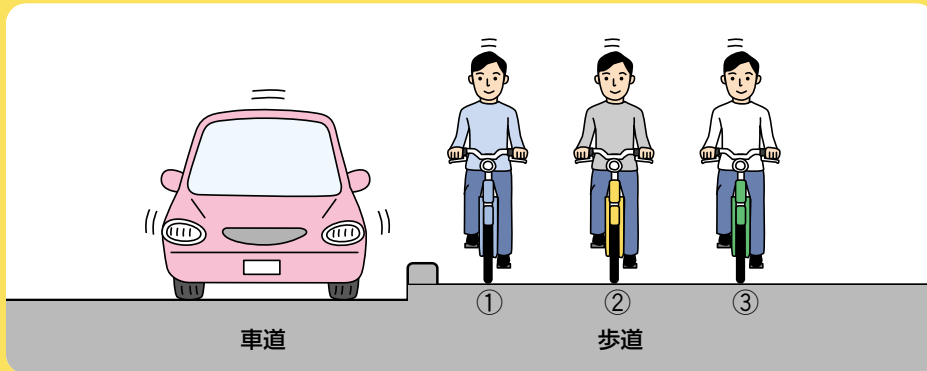




Q

1 自転車通行可の歩道で、通行すべき部分が指定されていない場合、自転車は歩道のどこを通行しなければならないでしょうか？



- ①車道寄り ②中央 ③車道から遠い側 ④どこを走っても良い

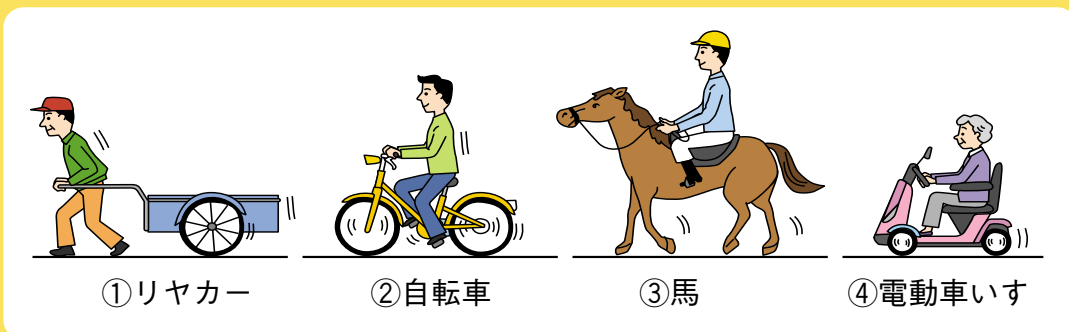
Q

2 自転車のブレーキは、時速10kmのとき、ブレーキをかけてから何メートル以内で止まれるものでなければならないでしょうか？

- ①1m ②3m ③5m ④10m

Q

3 次のうち、車両ではなく歩行者としてみなされるものはどれ？



- ①リヤカー ②自転車 ③馬 ④電動車いす

【使用上の注意】

●営利目的での利用はおやめください ●内容の無断転載、無断改変、一部抜粋しての利用はおやめください ●その他、使用に関するご質問はお問い合わせください
本田技研工業(株) 安全運転普及本部 TEL: 03 (5412) 1736



Q 1

解答 ①車道寄り

<解説>

自転車で歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分（歩道に白線と自転車の標示がある場合には、それによって指定された部分）を徐行して進行しなければなりません。

歩道を通ることができる場合でも、歩行者が優先です。歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止しなければなりません。

●道路交通法

歩道通行の方法（法63条の4第2項）

歩道を通行するときは、次の事項を守らなければならない。

- ①道路標示により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（普通自転車通行指定部分）がある場合は、その部分を徐行して進行しなければならない。
※ただし、普通自転車通行指定部分を通行する歩行者や、通行しようとする歩行者がいないときは、徐行せずに、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行できる。
- ②普通自転車通行指定部分がない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して進行しなければならない。
- ③歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければならない。

Q 2

解答 ②3m

<解説>

自転車のブレーキは、10km/hのとき、ブレーキをかけてから3m以内で止まれるものでなければなりません。走行前に点検・整備をしっかりと行うことが大切です。

●道路交通法

ブレーキ不良自転車の運転禁止（法63条の9第1項）

自転車の運転者は、内閣府例で定める基準に適合する制動装置を備えていないため、交通の危険を生じさせるおそれのある自転車を運転してはならない。

●道路交通法施行規則

自転車に関する基準 制動装置（第9条の3）

- ①前車輪及び後車輪を制動すること。
- ②乾燥した平坦な舗装路面において、制動初速度が10km/hのとき、制動装置の操作を開始した場所から3メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

Q 3

解答 ④電動車いす

<解説>

自転車、リヤカー・荷車、馬車・牛車、犬ソリ、馬・牛などは軽車両に分類され、道路交通法では「車両」に含まれます。

電動車いすは、道路交通法上では歩行者になり、歩道を通行することができます。

自転車は、電動車いすの通行を妨げないように走行することが大切です。

●道路交通法

軽車両（第2条第11号）

自転車、荷車その他人の力もしくは動物の力により、または他の車両にけん引されるもので、レールを必要としないクルマをいう。

※そりや牛馬を含むが、身体障害者用の車いす、歩行補助車等、および小児用の車は除く。

【使用上の注意】

●営利目的での利用はおやめください ●内容の無断転載、無断改変、一部抜粋しての利用はおやめください ●その他、使用に関するご質問はお問い合わせください
本田技研工業（株）安全運転普及本部 TEL: 03 (5412) 1736